

# 福岡県森林環境税が継続されます

森林は、私たちに多くの恵みをもたらす「県民共有の財産」です。県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20年4月に森林環境税を導入し、荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりに取り組んできました。その一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、今後新たに森林の荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成30年度以降も「福岡県森林環境税」を継続し、水を蓄え、土砂災害を防ぐなどの森林の公益的機能を長期的に発揮させる施策や、森林を守り育てる気運の向上を図る施策を実施します。

## ○森林環境税の仕組み

(これまでと変更はありません)

	税 額
個人	年500円 個人県民税均等割の納税者
法人	年1000円～40000円 (資本金などの額に応じる) 法人県民税均等割の納税者

※社会経済情勢の推移などを勘案し、必要なときは、見直しを検討します。

## ○森林環境税の使いみち

森林に適切な間伐を施すなど、公益的機能を長期的に発揮できる森林づくりを目指します。



※具体的な取り組みについては、平成29年7月九州北部豪雨の災害の要因や防災対策を検証した上で、検討を進めていきます。

植樹や間伐など、森林づくり活動を拡大し、森林を守り育てる気運の向上を図ります。



問い合わせ:

・森林環境税の仕組み: 税務課

☎ 092-643-3064 ファクス092-643-3069

・森林環境税の使いみち: 林業振興課

☎ 092-643-3540 ファクス092-643-3541

# 生活にお困りの人の相談に対応します

県内には、さまざまな事情で生活にお困りの人のための相談窓口が設置されています。

「生活が苦しい」と少しでも感じた人は、お気軽にご相談ください。

## ○生活困窮者自立支援制度について

「働きたくても働けない」、「生活に困っているが、どこに相談したらよいかわからない」といった経済的に困窮する人からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、相談者に寄り添いながらさまざまな支援を行います。

〈相談窓口〉

市にお住まいの人: 市が設置する自立相談支援機関

町村にお住まいの人: 県が設置する自立相談支援事務所



相談窓口の連絡先について

詳しくは

## ○生活保護制度について

生活保護とは、生活が苦しくどうにもならなくなった時に、最低限度の生活を保障する制度です。生活状況によっては、生活保護が必要となる場合もあります。詳しくお話を聞き、必要に応じた支援を行います。

〈相談窓口〉

市にお住まいの人: 市が設置する福祉事務所

町村にお住まいの人: 県が設置する保健福祉(環境)事務所

相談窓口の連絡先について

詳しくは

問い合わせ: 保護・援護課 ☎ 092-643-3294 ファクス 092-643-3306